

議案第16号

北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手島 旭

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案		現行	
<p>附 則（平成31年市町村第1877号指令） （略） 附 則 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第28 6条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>		<p>附 則（平成31年市町村第1877号指令） （略）</p> <p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
（略）	（略）	（略）	（略）
空知総合 振興局 <u>（32）</u>	（略）、北空知衛生センター組合、南空知 葬斎組合（略）	空知総合 振興局 <u>（33）</u>	（略）、北空知衛生センター組合、 <u>北空知 葬斎組合</u> 、南空知葬斎組合（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
日高振興 局 <u>（15）</u>	（略）、日高中部衛生施設組合、日高中部 広域連合（略）	日高振興 局 <u>（16）</u>	（略）、日高中部衛生施設組合、 <u>日高地区 交通災害共済組合</u> 、日高中部広域連合 （略）
十勝総合 振興局 <u>（23）</u>	（略）、北十勝2町環境衛生処理組合、南 十勝複合事務組合（略）	十勝総合 振興局 <u>（24）</u>	（略）、北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>池北 三町行政事務組合</u> 、南十勝複合事務組合 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
1～7 (略)	(略)
8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補	(略)、北空知衛生センター組合、南空知葬斎組合 (略)、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合 (略)、北十勝2町環境衛生処理組合、南十勝複合事務組合 (略)

現行

別表第2 (第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
1～7 (略)	(略)
8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補	(略)、北空知衛生センター組合、 <u>北空知葬斎組合</u> 、南空知葬斎組合 (略)、日高中部衛生施設組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、日高中部広域連合 (略)、北十勝2町環境衛生処理組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、南十勝複合事務組合 (略)

改正案		現行	
償に関する事務		償に関する事務	
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)